後期高齢者医療制度のお知らせ
～保険証・減額認定証の更新について～

◆◇ 保険証が新しくなります ◇◆

現在ご使用の保険証の有効期限が平成26年７月31日をもって満了となるため、８月以降は使用できなくなります。

７月中に新しい保険証を郵送しますので、お手元に届きましたらお持ちの保険証を破棄し、新しく届いた保険証をご使用ください。

▶新しい保険証の有効期限は、平成27年７月31日までです。
▶紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、保健福祉課福祉係までお申し出ください。

後期高齢者医療被保険者証

有効期限　平成２７年　７月３１日

被保険者番号	01234567	
被保険者 住所	広城市連合町１丁目	
被保険者 氏名	広域　太郎	男
被保険者 生年月日	昭和　７年　７月　７日	
資格取得年月日	平成２０年　４月　１日	
発効期日	平成２０年　４月　１日	
交付年月日	平成２６年　７月　１日	
一部負担金の割合	１割	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3901101 0　北海道後期高齢者医療広域連合	公印（朱）

新しい保険証は黄緑色です

◆◇ 減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります ◇◆

現在ご使用の減額認定証の有効期限も平成26年７月31日をもって満了となるため、８月以降は使用できなくなります。

引き続き交付対象に該当する方は、７月中に保険証とともに減額認定証を郵送しますので、８月１日からはお持ちの古い減額認定証を破棄し、新しいものをご使用ください。（有効期限は保険証と同じく１年間です）

また、減額認定証をお持ちではない方で、下記の交付対象に該当する場合は、申請により減額認定証が交付されますので、保健福祉課福祉係までお申し出ください。

※減額認定証の交付対象となるのは、次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方です。

区分Ⅱ	・世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	・世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	＊世帯全員の所得が０円の方（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方）
	＊老齢福祉年金を受給されている方

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

交付年月日　平成２６年　８月　１日

被保険者番号	01234567	
被保険者 住所	広城市連合町１丁目	
被保険者 氏名	広域　太郎	男
被保険者 生年月日	昭和　７年　７月　７日	
発効期日	平成２６年　８月　１日	
有効期限	平成２７年　７月３１日	
適用区分	区分Ⅱ	
長期入院該当年月日	平成２６年　８月　１日	保険者印　印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3901101 0　北海道後期高齢者医療広域連合	公印（朱）

新しい減額認定証は黄色です

◆◇ 医療費通知の発行を希望される方へ ◇◆

被保険者の皆様に健康や医療に対する理解を深めていただくため、医療費を半年ごとにまとめて、発行をご希望の方に医療費通知を送付しています。

なお、次回の発行は９月（平成26年１月～６月の医療費が対象）に行います。

※この通知を確定申告等の「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

新たに医療費通知の発行をご希望の方は、お手数ですが下記までご連絡ください。電話での連絡だけで手続きできます。

すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方には、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。

問い合わせ先		
	北海道後期高齢者医療広域連合	☎011－290－5601
	保健福祉課福祉係	☎56－2111（内線287）